

平成27年度第2回江南市都市計画審議会 議事録

- 日時 平成27年11月16日(月) 午後3時～午後4時
- 場所 市役所 3階 第3委員会室
- 委員 出席委員11名(東義喜、幅章郎、中野裕二、高橋政稔、坪内一紀、鶴見正高、倉知正憲、小椋雅江、織田庄司、宇野和明、森下謙一)
- 傍聴者数 0人

- 資料1 尾張都市計画生産緑地地区の都市計画変更について(付議)
(議題1)
 - ・ 尾張都市計画生産緑地地区の変更について(回答)の写し
 - ・ 尾張都市計画生産緑地地区の都市計画変更について(付議)の写し
 - ・ 尾張都市計画生産緑地地区の変更(江南市決定)
 - ・ 変更状況調書、箇所別調書、生産緑地地区の変更理由書
 - ・ 計画図
 - ・ 都市計画策定の経緯の概要

- 資料2 その他
 - ・ 平成27年度生産緑地現況確認調査報告

■会長あいさつ

■市長あいさつ

●議題1 尾張都市計画生産緑地地区の都市計画変更について（付議）

（事務局） 資料1に基づき説明

（委員） 異存なし

●その他 平成27年度生産緑地現況確認調査報告について

（事務局） 資料2に基づき説明

（委員） 現況の確認というのは、どのように行うのか。

（事務局） 都市計画グループの職員が3日間かけて、全筆を周り、写真撮影をしながら確認をしている。

（委員） 不適切になった場合の改善の指示は、期間を設定して行うのか
また、不適切になった場合のペナルティはあるのか。

（事務局） 期間は、一律には定めていない。まずは、文書や電話等で改善の指導を行う。ペナルティは、設けていない。

（委員） 生産緑地は税金面で優遇されているので、適正に管理していないことは、不公平である。適正管理指導に従わない場合は、難しいかもしれないが、なんらかの手を打つ必要があると思う。

（委員） 適正管理指導の件数は、以前に調査した時点より件数は減っているのか増えているのか。

（事務局） （過去の調査実績から今回の調査までの説明）

- (委 員) 適正管理がされない状態が数年経った場合は、生産緑地を除外するという方法はあるのか。
- (事務局) 税制優遇の部分を解除するペナルティについては、行っておらず適正に農地を管理するように指導を行っている。今後は、生産緑地の担当者の会議の中で、税制優遇の部分を解除することが可能か話をしていきたい。
- (委 員) 適正管理されていない箇所の内容は、把握しているか。
- (事務局) 木と雑草が生えたような状況である。
- (委 員) 不適正管理の判断基準は、草が腰くらいまで生えている状態を指すのか。
- (事務局) 草が腰くらいまで生えている状態は不適正な管理と判断する。
- (委 員) 少量の雑草は、不適切な管理には入らないと考えてよいか。
- (事務局) 草刈をされており管理をしていると判断できる場合で、少しの雑草しか生えていない場合は、不適切とは判断していない。
- (委 員) 産業振興課とタイアップして行う良いと思う。他課と協力してやっていくことは可能か。
- (事務局) 道路上に草が伸びて来ている状況があり、道路管理上、土木課に協力をお願いし、防犯上、防災安全課に協力をお願いする進め方で指導の方法について改善をして行こうと思っている所である。
- (委 員) 調査項目として4項目（①農地等として管理されているか②許可の無い建築物はないか③看板が適正に設置されているか④土地の形質変更等がされていないか）あるので、項目毎の調査がされると良いと思う。

(事務局) 今回の調査結果で適正管理されていない状況は、調査項目のうち、①「農地等として管理されているか」が当てはまり、草栄えとか雑草が生えている状況である。調査項目の②以降は、該当していない。

●尾張都市計画生産緑地地区の都市計画変更について（答申）

(会 長) 原案のとおり可決

■市長あいさつ

□平成27年度第2回江南市都市計画審議会の終了